

CC-NET

編集: 比嘉
藤川

VOL.57
平成28年1月



四耐四不訣

「冷に耐え、苦に耐え、煩に耐え、閑に耐え、激せず、躁がず、競わず、随わず、もって大事を成すべし」

曾國藩

中国清代末期(1811年~1872年)の軍人、政治家。湖南省湘郷県出身。弱体化した清朝軍に代わり、湘軍を組織して太平天国の乱鎮圧に功績を挙げた

「耐冷」「耐苦」「耐煩」「耐閑」

「冷に耐え、苦に耐え、煩に耐え、閑に耐う」更に進むと、「四不」と為す

「不激」興奮しない、「不躁」ばたばたしない、「不競」くだらない人間とくだらない競争をしない、「不随」人の後ろから、ノロノロとついて行くことをしない。

「冷に耐え、苦に耐え、煩に耐え、閑に耐え、激せず、躁(さわ)がず、競(きそ)わず、随(したが)わず、以て大事をなすべし」

今年の元旦に安岡正篤先生の一日一言で目に留まり、印刷した紙片が何かの拍子に11月初旬に出てきた。まさに今の私への箴言と受け止めた。言葉の力は言霊であり、いつも力づけられる。早いもので、今年も師走となり、一年が何事もなかったように過ぎて行きます。本年も何かとお世話様になりありがとうございました。心より御礼申し上げます。新たに迎える年も皆様にとって健やかな良い年でありますことを祈念いたしております。



セントラル税理士法人 代表社員 丹羽靖和

2015年 ふるさと納税の変更点！！

2015年から大きな変更点が2つあります。それは・・・

① 2015年1月1日から適用

個人住民税の1割だった
控除上限額が**2割に拡充**
されます。

② 2015年4月1日から適用

確定申告が不要に！
(ワンストップ特例)

注意！！ただし、条件あり。

☆ 確定申告が不要になる「ワンストップ特例」を受けるためには・・・

1: 確定申告をする必要のない給与所得者等であること

2: 2015年1月1日～3月31日の間に寄付をしていないこと

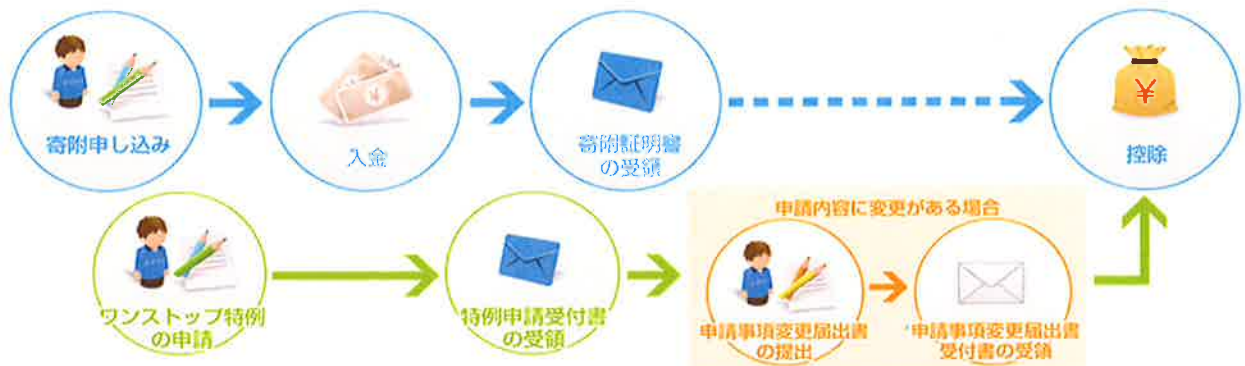
※2015年4月以前に寄付をした場合は確定申告が必要

3: 1年間の寄付先が5自治体以下であること

※1つの自治体に複数寄付をしても1カウントとなります

2015年4月1日以後

ワンストップ特例適用後の流れ



ワンストップ特例制度を適用する場合

ワンストップ特例制度を受けるための3つの条件をクリアした方は
→ **確定申告不要！！！！** ・・・

※ **寄付金税額控除に係る申告特例申請書**を寄付した自治体へ提出する必要があります。(下記 記入例参照。)

< 寄付金税額控除に係る申告特例申請書 記入例 >

平成 27 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄付金税額控除に係る申告特例申請書

押印を
忘れずに！

申請日(記入日) 寄附先の自治体の 首長宛て ●●市へ寄附した場合 ●●市 ▲▲市へ寄附した場合 ▲▲市	平成 27 年 4 月 1 日 ○○○市 市長	整理番号 フリガナ	フルサト タロウ
住所	△△県○○○市 □□□町1丁目2番3号	氏名	故郷 太郎 (印)
電話番号	123-456-7890	性別	男 女
		生年月日	40. 11. 23

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。))の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合は、同項に係るものに限る。))について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 27 年 4 月 1 日	30,000

2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見られる者をいいます。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

詳しいご説明をご希望の方がございましたら
セントラル税理士法人 052-483-5222まで



セントラル税理士法人

マイナンバー制度がいよいよ始まりました。

所内では、マイナンバー専用の管理サーバーの導入、研修の実施、収集や保管方法の策定等、今取れる最大のセキュリティー対策を行っていますが、今後どのような問題が生じてくるのか、手探りの状態が続いております。

始まったばかりのマイナンバー制度、誤配送であったり、マイナンバーを悪用した詐欺等の犯罪行為が多発する問題などが、さっそく生じてきております。

こうした問題は、マイナンバーに関する情報の不足や誤解も一因となっているのではないかと考えています。

新聞、雑誌やインターネット上にマイナンバーに関する情報は溢れています。ただ、じっくりと読まれている方はそんなに多くはないのではないのでしょうか。

私自身、しっかりと勉強をして、お客様のお役に立つ情報を提供できるように努力していきたいと思っております。



加藤



宮下



新年あけましておめでとうございます。

私の今年の抱負は健康な生活を送ることです。

仕事をはじめから、早寝早起きをする習慣をつけないといけなくて何度も思い実践をしますが、1、2ヶ月たつと元に戻ってしまいます。なので、今年は特に強い信念をもって早寝早起きを心がけていきたいと思えます。

また、学生時代以来体を動かすことが目に見えて減ってしまっています。昨年の秋ごろから学生時代に部活動でやっていたテニスを学生時代の仲間とはじめたので、三日坊主にならないよう続けていきたいと思っております。本年もよろしくお願いたします。

先日、何と無く主人の行動を見ながら「名古屋人、気質、性格」と言うキーワードで検索を行いました。検索の結果、

1. 名古屋人はとても人付き合いに対して慎重な気質を持っています
2. 名古屋人は合理的で堅実な気質を持っています
3. 安くて量が多くて味が濃い→満足感を重視します
4. じつは「正直者」

これは、もしかして本当なのかな？主人に当てはめてみると・・・

最初の「人付き合いに慎重である」は、しばしば思い当たるところがあります。曰く「親しき仲にも礼儀ありとか、群れなければ、敵も少ない」等・・・なかなか読めない心理、行動、言動。表面上の人付き合いは得意そうです。

次の「合理的で堅実な気質？」、いつも気ままと言うか、適当な行動としか思えない節が多々あります。但し、欲しい物に関しては価格や品質などを結構調べていますし、考えた挙句買わずに終わってしまうこともあるので、その点は堅実かも。

さて「安くて量が多くて味が濃い。満足感を重視」、食材や調味料に八丁味噌、たまり醤油、一味唐辛子等々この地域にはお馴染みのものです。そして、確かに主人の実家の料理の味付けは濃いです。甘辛く、料理の色は濃い色です。また、外食で大盛り無料と書いてあると必ず大盛りにします。

最後の「正直者？」はどうでしょうか？

色々書きましたが、決して名古屋人(主人)を否定しているわけではありません。私も愛知県人なので大して変わらないように思いますし、あくまで他県の人が「そう感じる」と言う意見でしかないのです。

こうしてネットの記事として読んでみると「なるほど納得」「デモね、ちょっと違うよ」など、皆さんはどう思われましたか？



河崎